

農村社会編成の論理と展開

—転換期の家と産業経営をめぐって—

安 原 茂

始めに、今回の報告については諸般の事情から十分な準備ができなかったことをお断りしておきたい。従って大変不十分な形で問題を提起し、また大変乱暴な、一種の仮説めいたものを申し上げることになるかもしれませんので、この点をどうかお許し願いたい。

まず第一に、この共通課題のタイトルについてだが、サブタイトルとして「転換期の家と農業経営」となっている。しかし、私は率直に言って「家」ではなく「農家」というふうに考えたいと思つてゐる。ただ、この「農家」はやかり家的な性格を持つということ、もう一つは「家」というかたちで日本の農家をとらえるほうが、かなり歴史的に拠りを持ち得るということがあるので、「家」というタイトルになつたかと思う。けれども私自身はやはり現在に焦点を当て、「農家」というかたちで考えてみたい。従つて「家」を考える場合にも「農家における家」というかたちで考えてみたいと思う。

この前の共通課題で、土地利用の問題が取り上げられ、集団的土地利用ということが大きく提起され、それに対する議論、検討、報告が行なわれた。しかしこの集団的土地利用については、どうもやはり農家の在り方というものと関連させて考えなければ、その見通しが十分に明らかにならないのではないかと考えたのが、私がこの「農家」という問題を改めて検討したいと考えた一つの理由である。

この問題について色々と文献を読んでいくと、似たような考えがかなりから出されていたように思われる。

一つは、磯辺氏が編集した「講座 日本の社会と農家⑧ 変革の日本農業論」（一九八六年、日本評論社）において、田代洋一氏が第三者報告「農民の自治と連帶——担い手の視点から——」の中で、磯辺氏の考えについて以下のようなコメントをしておられる。

……磯辺さんは、「むら」を基礎とする集団的土地区画整理事業による「内生的な土地所有の変革」、すなわち「労働に規定された所有」の現実を開拓されますが、そのためには、たとえばその「所有」も現実には「いえ」所有として存在しているといった、「いえ」と「むら」をめぐる問題をもっと具体的に詰めていく必要があると思います。……

田代氏自身は、現在の「いえ」というのは核家族化や家の崩壊という形で、その存在が脅かされていると述べておられる。核家族化という考え方については私は必ずしも賛成ではないが、やはり集団的土地所有、土地利用、集団的自作農というような概念を考える場合に、現在の農家そのものが一体どういう構造を持ち、どのような基盤の上に存在しているのかを詰めなければ、その展開が明らかにならないのではないかと私も考える。また、「日本の農業」165号で、高橋明善氏が大内雅利氏の報告に対するコメントで以下のように述べておられる。

……今日、農業発展のための明確な道筋を描くことは誰にもでき

ないだろう。農地流動化、生産組織による協業等の議論も大多数の農家の家族の論理を欠如しては観念性を免れ得ない。そのようなときに、所有、生産、労働、生活をめぐってどのような家族が現われつづあるかを明らかにし、その変化の中から混迷する自作農制と農業構造の再編、再生の方向を考えていこうとすることが、農業家族論の最大の課題の一つなのである。……

ここで高橋氏が言われるところの「農家の家族の論理」というものを基礎におかなければ農地の流動化、あるいは共同化等にしても、比較的現実性を持ち得ないかもしれないという指摘には、私も全く同感である。このようなことから、これまでの「村落と土地」という問題をさらに一層具体化し、展開するために現代の「農家」の在り方を考えなければならない。勿論この農家の在り方を考える場合には、歴史的に考える必要があるので、「家」という形で表現されることに私は異存がないけれども、私自身としてはやはり現在の農家というものをどのように考えるかかという点で主題に接近していくべきではないかと考えている。

二

第二番目に、こうした課題について社会学がどのような接近をしてきたのか、あるいはどのような成果を挙げてきたのかを振り返ってみた。そうすると、意外に社会学で、農家あるいは戦後の家というものを主題として取り上げることは少なかったようと思われる。社会学における農村家族研究がどのように行なわれているかについて、一九七三年の『社会学講座 農村社会学』第4章「農民生活の

変動と農村家族」で布施鉄治氏が問題点として次のように書いておられる。

「戦後における農村家族研究は、当初福武氏の農村民主化の問題意識に支えられた論文を生み出したが、その後日本資本主義の高度成長の中で、農村家族の構造的変容の社会学的分析には極めて立ち遅れている」とされその理由を、布施氏は二つ指摘しておられる。一つは、近代化・民主化という問題意識が極めて薄弱になったということ。第二に、さらに重要なことは、戦後の農村家族の変動というものが、旧来の農村社会学あるいは家族社会学で用意された概念ではとらえられない側面を生み出しており、それに対応できないために研究が遅れているのだと述べておられる。実はこのとき、布施氏は変動期（一九六〇～七〇年代）に出現してきた農村家族について、かつての直系家族というものと価値理念をきわめて異にした「二世代夫婦家族」として捉えるべきであると提言された。この「二世代夫婦家族」という概念は、布施氏が私と山手茂氏とともに東北、九州で実施した農林省委託調査（布施、山手、安原「農家における家族関係近代化の方策に関する調査研究——農家事例調査研究——農林省農政局普及部生活改善課委託調査、昭和四五年二月）のなかから出てきた概念であった。この概念はその後どこでも使われておらず、後述するように農家を直系家族あるいは修正直系家族として捉える議論が一般的であるが、この「二世代夫婦家族」という問題提起にはやはりそれなりに検討すべきものがあると私は今でも思っている。

このように昭和四八年に布施氏が社会学における農村家族研究は乏しい、と言つておられるのだが、実は一九八八年に出された前述の大内氏の『日本の農業』一六五号へのコメントの中で、高橋明善

氏も全く同じようなことを言っておられる。

……社会学の家族研究が、都市家族研究や伝統的家族・家研究に傾斜し、現実の変動しつつある農村家族についての固有の理論的実証的研究に乏しい。……

そのためには大内氏の報告もやや精彩を欠くところがあると述べておられる。つまり一九七三～八八年の一五年という長期の間に同じようなことがはしなくも指摘されているということが、社会学における農村家族研究の実態なのではないだろうか。勿論その間に非常に貴重な洞察が無いわけではない。しかしながらそれが新しいパラダイムを用意するようになったかというかというかつしてそうではなかったように思われる。

例えば、布施氏があのよう書かれた少し前の年であるが、村研年報第5集（一九六九年）の、柿崎・民秋両氏の「農家生活構造の変動分析」（岡山県新池の調査報告）、これも非常に詳細な調査報告であつたが、この中で家の変質ということに色々とお触れになり、家族構成、労働組織のあり方、家事の分担、家の中の権力構造等について実証的な調査報告を提出され、兼業化等を通じて家の変質が行なわれつつあると指摘されている。例えばこの中で、家の相続をめぐり、大体家の相続というのは長男がやっているが、親の立場からすると、農業は放棄しても墓は守って欲しいと言つておる農家がある。家業をほうきしてもなおかつ存続を希求する、そういう「いえ」というのは一体どういう性質の「いえ」なのか、改めて考えてみると必要があるという指摘をしておられる。この点は上層農家だけでは

なく、下層農家でも、特に世帯主については、「部落を離れようとは思っていない。部落で生活を続けるかぎりはたとえ經營は他人に委託しても土地は手放さない」。こうして、祖先祭祀と土地保有という両極を軸として営なまれている家の生活とは何であるのか、これはこれからも考えていかねばならないだろうと言つておられるが、やはりここでも家に関するパラダイムの転換が求められているにもかかわらず、実にそれが遂行されてこなかつたのが実際ではなかつたが、それが新しいパラダイムを生み出すことにはなかなかならない、そこに問題があつたと私は感じている。

そういう点では、従来の農民層分解論は戦後の日本の農家の内部構造にまで立ち入った分析を行なつて來なかつたではないかと批判する、昭和五四年の松村和則氏の論文「水田单作地帯における農家の家族周期と就労構造」(『社会学評論』一九号)においても、必ずしも新しいパラダイムが用意されてはいない。そこではやはり家のあり方がわかつてきていると指摘されているが、しかし、「農家は大枠として、直系家族の再生産を前提とした生活規範に裏打ちされ、その現実的表現としての周期段階において、保有労働力の最大限の利用を図ろう」としている。そういう意味で直系家族の内的な論理といふものが、具体的条件に適応しながら兼業というものを生み出しているとされ、結局「家父長制的」と形容されたかつての直系家族とは異なる意味における「直系制」へのより強い現実的要請がそこにある」と結論的部分で述べられている。しかし、この家父長制という直系制とは異なる直系制とは一体いかなるものであるのか、積極的な概念規定はなされていない。従つてここでもやはり戦後の変容しつつある農村家族・農民家族についての概念図式というもの

が、模索されながらも必ずしも積極的に明らかにされていないと言わなければならない。

こういうわけで、私自身も甚だ怠慢であったと言わねばならないが、戦後日本の農村研究を農民層分解論の観点から考えていく場合に、農村の最も基礎的なユニットである家族に立ち入つて、分解論の立場からこれを究明できず、またそこに新しいパラダイムの積極的な提言をすることができなかつた。勿論村研の社会学者が農家を扱つていなければ全然ない。村研に収録されたたくさんの論文で、様々な形で農家に触れられているわけであるが、やはり農家といふのは一つの不分割のユニットであつて、それ以上に立ち入らなければそれは判るというようなことがあつたのではないかと思われる。しかしそうした不分割のユニットと考えられた基礎的単位としての家族そのものの中に、様々な分化というものが生じてきているのが現実だとすると、やはりそこにまで立ち入つて考え、その上で農家の土地の問題と存続の問題を改めて考えていかなければならぬと考える。

三

そこで第三に、農村社会学者の最近の文献はそういった問題について一体何を明らかにしているのかということで、高橋氏の報告(『農村家族と農村構造の変動に関する社会学的研究』昭和六三年三月、研究代表者高橋明善)を読み直してみた。これは戦後直後から行なわれてきた秋田と岡山の農民意識調査の、第三回目にある報告書である。

この報告書で、高橋氏は現在の農村家族をとらえる場合に渡辺兵

力氏の視点あるいは枠組を積極的に採用している。これは農村家族を研究する場合、分析的には「制度的家」（相対的に動かない静態的な構造体）と「所帶的家族」（動態的な家族）に区分して考えるといふものである。（渡辺兵力「農家と村落の相互規定」、村研年報第一二号、一九七六年）。こういうパラダイムそのものは從来から存在してきたようと思われる。実際には制度的な家と所帶的な家族とが動態・静態と区別されるのではなく相互に浸透しあうようになり、そのためには制度的家のあり方にも影響が生じてくるというのが現在の農村家族変容の実態ではないだろうか。例えば制度的家の中に家父長權であるとか権限（相続等）の問題がはいつくるが、その家長権（会計管理・家業管理・労働の指揮統轄）が所帶的家族における日常性のなかでどんどん変化し、それが制度的な家のあり方にも大きな変化を与えてみると考えられるし、相続のありかたについても同様のことが考えられる。相続については社会学者は必ずしも十分な調査をして来なかつたが、これもやはり利谷氏等が調査された報告が『日本の農業』シリーズにあり（『農地相続』）、そのなかで例えば都市近郊については完全な資産的な土地所有という形で均分相続がどんどん行なわれるようになつていているという実態が述べられているが、これは現在の所帶的な家族のあり方のベクトルというものが、制度的な家のあり方に多様な衝撃的な影響を与えていると考えることができよう。従つて、この二つの考え方は確かに分析的に分けられる面があるが、しかしこういう渡辺氏のパラダイムで果して十分なのかにどうかについては私はやや疑問に思つてゐる。しかし、こういうパラダイムを用意されたと言ふことはひとつ的新しい展開であると思う。

そしてそういうものを前提にして、日本の農村家族というのは「旧い自作農の家族」から「新しい自作農の家族」へと移りつづるというのが高橋氏の考え方である。この「新しい自作農の家族」というのは一体どんなものであるのかといふと、「家族の自立性が強化され」「労働力の自己評価が行なわれ」「人格的自立性の陶冶が進み」「家族成員の人格的自立性が展開する」。これらは制度的家において厳しく制約された問題であつたが、これが解放され、新しい自作農が形成されるようになつてきている。

しかしながら、その一番の基礎には、やはり土地保有というものがあると高橋氏は言つておられる。そして意識を色々詳細に検討すると、「家業たる農業を後退ないし縮小させ、逆に精神的・觀念的な側面で家としてのアイデンティティを維持する」という状態が現われてくると述べられている。要するに極めて零細な土地保有であつて、それをやはり家のシンボルとして確保する。そして同時に制度的な永続態としての家というものを觀念としてますます強化していく、こういう傾向があるのではないかと思われる。そうすると、「新しい自作農」、人格的に自立した、あるいは労働力の自己評価を伴う、こうした新しいタイプの自作農についても、こうした意味での家というものはやはり生きている。これは家父長的家族ではないけれどもやはり一つの直系家族であると言えるのかも知れない。そういう意味で、零細土地所有と、觀念としての、あるいは祭祀組織としての家、この両極端が依然として維持されており、家父長的な家族協業であるとか、あるいはまた、自給的經營から商品生産への新しい局面の展開にもかかえあらず、いずれにしろそういう形で現在の直系家族的形態というものが生きているというのが、現在の農家に関する

る考え方の一つのかなり有力な考え方ではないかと思われる。

四

第四に、私自身が一体そういう問題についてどのように考えているのかということになる。私は戦後の自作農については一般にいわれているのと同じような見方をしており、所有と労働と経営というものが一致している、三位一体の戦後自作農というものが存在し、これが戦後の自作農の出発点であると考えていた。そしてこのうち家というものを考える場合に、所有と労働と経営、それぞれが一体どのように変化していくのかということが問題であり、それによって家が変化するということである。

しかしながら、所有と経営と労働というものはユニットとしての家々のなかの問題であって、それ以外の問題というものが勿論存在する。所有、経営、労働というのは渡辺兵力氏流に言えば所帯的な側面を指しているのであって、制度的な家という側面から見ると、もう二つ検討すべき問題がある。一つは、時間的な継続の中での家といふものをとらえるということであり、先祖と子孫との中間に現在存在しているところの家の問題。もう一つは空間的な問題であり、家というものは社会的単位として存在しており、あるいは関係的単位である。むらの中で家として認められるものが家である。家というものはどうも間柄＝関係の中で規定される面を持つてゐるのではないかということは、前回大会の柿崎報告で取り上げられた一つの問題であった。しかし以前からこういうことは取り上げられており、家がなぜむらの中で家として認められるのか、そこに家の「株」といふか「格」というか、そういうものとしてまた、極めて零細であつ

ても土地保有、墓地保有ということが行なわれてゐるわけであつて、そうした社会的＝空間的単位としての家という問題がある。

こういうわけで、現在における家の内部構造としての所有、経営、労働という問題が、同時に時間的空間的単位としての家、前と後につながるところの時間的単位としての現在の家という問題と、空間的単位としての、社会関係の関係単位としての家という問い、これがそれぞれに関係するのではないかと思っている。そういう側面で、所帯単位の三つの側面の変容も関連させながら考えていかなければならぬだろうと思われる。

そういう点で、所有と労働と経営というものについては、色々な方が様々に指摘されているように、非常に大きな変化が生じてきていることに間違いない。ただこの中で例えば、農地の所有について從来一般的に家産的・土地所有→生産手段的・土地所有→資産的・土地所有と変化してきただろうという理解がある。戦後の農家の土地所有の実態及び「土地觀」といったものがそのように変わって來ているとみるのが今日の一種の共通理解であろう。実は私もそのような観点でいくつかの農村調査を試み、家産と考えますか生産手段と考えますか？というような質問をしたことがある。また高橋氏らの調査でもこうした「土地觀」についての調査が行なわれてゐる。しかし私はどうも家産と生産手段と資産の三つを段階的に区分してみるのではなく、確かに土地所有の変化のあり方、あるいは国民社会全体の変化のあり方に対応する面があるようと思うが、農民自身の実際の生活構造の実態から言うと、これは必ずしもそのようにきれいに切れる問題ではないだろうと思うようになつて來ている。家産であると同時に生産手段である、同時に資産である。どちらですかと聞かれ

れば何か答えるかもしれないが、しかし実際はその三つの複合的に結び付いており、ある状況のもとでは資産としての側面が強く浮かび上がり、ある局面においては生産手段としての側面が強く浮かび上がる。状況に応じてそのようなことがある。従って集団的な土地利用といったことを考える場合でも、土地というものは所有権でなくして利用権が優先されるべきだと言われても、生産手段的なものが同時に家産的なものであり資産的なものもあるから、これをただ生産手段的に考えると、必ずしもうまくいかない問題があるようと思われる。この問題はやはりこれからも立ち入って検討すべき問題なのだと思う。

労働の側面では、家長の家族協業指揮統轄という状態は確かに消滅して来たということは事実であろう。実際我々が昭和四三年に佐賀県で行なった前述の委託調査には次のような事例があった。複合経営をしている専業農家で、年長世代が米を作り、後継者世代が畜産、あるいは野菜を作るというように部門別に分担をしている。そしてやがて年長世代が高齢化していくと、年長世代が野菜をやり、米は後継者世代がやるというふうに分担を替えていくのである。このように複合した部門別の家族協定、家族協業というものが行なわれることになっているというのは、明らかに前には見られなかつた変化だと思われるし、また実はそういう農家の場合には若夫婦は別棟に住んでおり、食事だけは一緒だが同居しないというような生活形態をとつてゐる。あるいはまた專業化がどんどん進んでいくとか、傍系の家族成員の労働力がいなくなるかといった形で、家族協業のあり方という点についても非常に大きな変化が生じて來たということは間違いないし、そもそも家族単位の協業で新しい生産力を担

うことが出来るのかというような問題さえ見出されて來ているのが実態であろうと思われる。そういう意味ではやはり色々なあり方が大きく変わつて來た。

経営のあり方についてははどうか。これについては私はかねてから日本の米作農家においては自給的観念、自給性の部分というものが意外な強さを示してゐるのではないかと思っていた。明治の地租改正においても、あるいは戦後の供出についても、農家の米販売というのは常に窮迫販売的側面を持つていた。勿論戦後昭和三〇年代以降の生産力段階においては、小商品生産者としての側面を非常に強く持つようになったことは言う迄もない。しかし、この窮迫販売的な形での商品生産ないし市場への組み入れ、という経験というものが非常に強くあり、従つてその背景には常に自給的なものが強くある。私が調査した山形県の神町部落の、果樹だけ作つて米さえ買ひに行くというような農家は日本では極めて例外的であると私は思つ。福島県の桧枝岐村などでも米を作れないで買って來たというような話を聞いたが、実際には米というのはどこでも作りたい、農家は米を作れるところでは米を作りたいと考えている。ではその米といふのは何であるのかと云ふと、それは自給的なものを基本にしていふと考へられる（食資米価のことを無視するわけではないが）。そこで土地所有についても高橋氏だと思うが、家産的土地所有、生産手段的土地所有、資産的土地所有のほかに、「生活手段的土地所有」という観念を新たに考へるべきであるということを言っておられるが、この「生活手段的土地所有」というものが戦後自作農の土地所有の基礎的な部分にやはり存在しているのではないか。従つて、秋田の農家が米価が下がつても土地は手放さないで、かえつて機械を買つ

てでも農地を残しておいてパートタイムに出るという事例が雑誌「暮らしの手帳」に紹介されていたが、そういう土地というものは何か、こういう問題がやはり浮かび上がってくるわけであり、そういう側面が農業経営の一番の基礎にあるのではないだろうか。勿論、その部分は農業経営のあり方からすると量的には極めて縮小されて来ているということは言うまでもない。しかいどうもそのような側面があるということを確認していかないと新しい合理的な土地利用等についても様々な問題が生じてくるのではないかと考える。

次に、時間的単位としての家という問題であるが、これはやはりさきほど紹介した様に、現在の農家のなかでは息子が農業を継がらなくともあととりとして残ってもらいたい、そういう意味では「家業」の永続性というものと家の永続性というものが必ずしもリンクしなくなってきた。家業でなくともいいのであると言われるような状態になつて来ているのが実態である。その場合やはり零細自給の面が放棄されるのかというと、これはやはり残していくであろうと思われるので、単に観念だけの永続性とは考えられないのではないかろうか。この点について安孫子氏があるところで、後継者が一旦他出して、一定期間を経て年をとつてから自家の農業にもどつてくるというケースを紹介した論文について、そういうのは一旦外に出たのだから家の永続性という観点からは否定されるべき存在であり、新しい職業選択なのであると言つておられるが、私はやはりそれは家の永続なのだと思います。後継者が一旦他出してしかるべき時期にまた帰つて来るというのは、かなり変則的ではあるがそれなりの家の永続なのである。

最後に、空間的な単位としての家という問題であるが、これはむ

らの中はどういう農家が「農家」と見なされるのかという問題である。やはりそこには、基本的には極めて零細であつても土地保有というものが存在しているのではないだろうか。この土地保有とは勿論農地、それから庭畠、宅地というような形になり、宅地が一番基本的なものとなると思うが、やはり庭畠を含めて極めて零細であつても農地を持っていることが、むらの人間のむら人としての資格を与えているといえよう。従つて、センサスで農家とみなされていない、零細な土地を持つて、「農家」も存在する。それはセンサスでは農家でなくなつてているのだが、やはりそれなりに、極めて零細であるが農地を持ち、農業者としてむらの様々な共同生活に参加している「農家」なのである。実際に集落調査に記載されている農家戸数と、我々が実際むらに入つてむら人から聞く農家戸数が食い違う場合が多少あるのはそのためである。そういう意味で空間的な単位としての、あるいは社会的関係単位としての家において零細な土地保有というものが一定の意義を持ち続けていくのではないかと思う。

五

それでは、様々な変化を経験してきた現在の農家を、一体どのように表現するのが適切なのだろうか。実際にはやはり「直系家族」というとらえ方が基本であり、そういう表現が非常に多い。布施氏のような「一世代同居家族」というような表現はほとんど稀である。核家族化という議論もあるが、私も布施氏同様核家族化という考え方を採用しない。従つて「変容した直系家族」という考え方方が実態に即するようにも思われるが、しかしその場合に、「直系家族」とは一体

何を指すのか、ということが実態に即して改めて考え直されねばならないのであろうと思う。村研の論文を見ても、「直系家族」あるいは「家」という言葉が極めて無造作に使われているのが、直系家族という考え方についても色々な規定があるようである。家族社会学

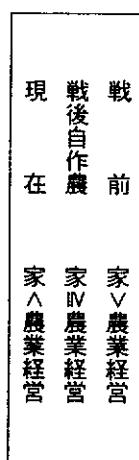
で一番中心になっている考え方は森岡清美氏のものだろうと思うが、氏の規定は定位家族と生殖家族の様々な結び付きの中で、「居住規則」に基づいた類型の一つとして直系家族というものが取り上げられている。つまり直系家族というのは、一人の子供の生殖家族と共同生活が営なまれているような家族類型である。

このように居住規則という点で直系家族を考えている点は一つの見方であろうと思うが、そうなると、家長権の問題であるとか、あるいは、相続の問題というのはいわばその居住規則のコロラリーといふかたちになる。果してそういう理解でよいのだろうか。実は居住規則というのは直系家族のある時期の家父長的性格から生じて来るところのコロラリーではないだろうかと考えられる面もあるので、直系家族を森岡氏のように規定することで果してよいのだろうか。このように考えると、直系家族をどのように考えるのかということ自体、どうもこの十年二十年の農民家族の家の変化のあり方の中から、改めて考えられなければならない問題になって来ているのではないだろうか。

そこで主題であるところの「家」と「農業経営」について、思い付き的にこんなことが言えるのではないだろうか。(図1参照)。戦前の日本の農業については、家本位的な農業というものが行なわれていた。戦後自作農がしだいに変容し、現在はいわば脱家本位的農業であり、家そのものがもはや基本的な農業の単位になりえない状

況が一般化して来ている。こういう状況の中で、土地—家の基礎としての土地—というものが問われて来るようになつたと考えられる。

図1



このように考えると、我々が今後考えねばならないのは次の三つの問題である。一つは、家の変容というものの全容を明らかにしていく必要があるということである。どうもこの点がはつきりしていない。断片的に極めて興味ある指摘は沢山あるが、その全容が明らかにされているとは思えない。このあたりをやはり考えていく必要がある。

第二に、そうした全容をとらえるなかで、新しいパラダイムを工夫していく必要があると思う。これは始めに紹介した様に、布施氏や高橋氏から、農民家族の研究の頼りなさは理論が立ち遅れているからではないかという指摘がある。そういう意味で、変容しつつある実態を究明する中から、我々は新しいパラダイムを工夫していく必要があるのでないだろうか。

そして最後に、そういうパラダイムによって、零細農耕を克服する農業ユニットといおうものは一体何か、そのユニットと農民家族とは如何にかかわっていくのかということを明らかにしていく必要があるだろう。この三つが私どもに課せられている現在の課題では

ないかと思われる。

(付記 報告テープをおこして裁き、有難かつたが再読すると、やはり不十分な報告であつたことを痛感する。今後、さらに検討を重ねてゆきたい。—安原)

